

令和8年度 市民税・県民税の申告について

日頃より、魚津市税務行政に格別のご理解とご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

市民税・県民税の申告書は、令和8年度の市民税・県民税、森林環境税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を適正に算定するために必要な資料となります。また、国民年金、保育園の手続きなどで所得の申告が必要となる場合がありますので、令和8年3月16日までに市役所税務課へご提出くださいますようお願いします。

申告時に持参するもの

- 1 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証 等)
- 2 「令和8年度市・県民税申告書」(申告書が同封されていない場合は不要です。)
- 3 営業・農業・不動産の収入がある方は、収支内訳書
- 4 給与・年金の収入がある方は、源泉徴収票・給与明細等
- 5 その他に収入がある方は支払証明書等の収入と経費がわかるもの
- 6 国民年金保険料などの社会保険料の納付証明書(魚津市に納付された国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付証明書は持参不要です。)
- 7 生命保険料(一般分・個人年金分・介護医療分)・地震保険料の控除証明書
- 8 障害者控除を受ける方は、障害者手帳等
- 9 寄附金控除を受ける方は、その領収書等
- 10 医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書【内訳書】」や健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」(「医療費控除の明細書【内訳書】」は、事前に作成をお願いします。様式は税務署もしくは魚津市役所で入手するほか、国税庁ホームページでダウンロードできます。)マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから年間の医療費を確認することもできます。
- 11 セルフメディケーション税制(※1)の適用を受ける方は、「セルフメディケーション税制の明細書」
(※1)セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用となります。

次のいずれかに該当する方は市民税・県民税の申告をする必要はありません。

- ・確定申告をする方
- ・会社で年末調整をしていて、その他に収入の無い方
- ・収入が全く無い場合で、家族の方の被扶養者となっており、所得証明等が必要でない方

申告書提出の際の注意

- 「市町村民税・道府県民税申告書(分離課税用)」、「寄附金税額控除申告書(二)」等の申告書が必要な場合は、申告書をお送りしますので、お手数ですがご連絡ください。
- 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)を受ける方は、確定申告をお願いします。
(市民税・県民税の申告では、適正な課税を行うことができないためです。)
- 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額について、令和6年度(令和5年分)以降は、所得税と市・県民税で異なる課税方式を選択することはできません。
- 源泉徴収票や支払調書、控除証明書などの必要書類とともに提出してください。
- 収入が全く無い方は市民税・県民税の申告が必要です。(上記申告不要の場合は除きます)
詳しくは裏面(4ページの記載例)をご確認ください。

申告の電子化について

令和8年度(令和7年分)申告分からマイナンバーを利用して、スマートフォンまたはパソコンから電子申告ができるようになります。電子申告を行う場合は、マイナポータル、eLTAX(※2)のホームページを経由し、eLTAXの「個人住民税申告ポータル」をご利用ください。

(※2)eLTAX:地方税ポータルシステムの呼称で、インターネットを利用し、地方税における手続きを電子的に行うシステム

【申告書の提出先およびお問い合わせ先】

〒937-8555 魚津市釈迦堂1丁目10番1号
魚津市役所 税務課 住民税係(⑯窓口)
TEL 0765-23-1009(直通)

所得金額

種類	内 容		計算方法
事業所得	農業・漁業・自営業・外交員等をしている場合に生じる所得		「収入金額」－「必要経費」
不動産所得	不動産及び不動産上の権利の貸し付けから生ずる所得		
利子所得	公社債、預貯金などの利子（国内で源泉徴収されるものは除く）		「収入金額」
配当所得	株式会社等の法人から受ける利益の配当、余剰金の分配等		「収入金額」－「負債の利子」
給与所得	会社員・公務員の給与等		※下記のとおり
雜所得	公的年金等 国民年金・厚生年金・共済年金等		※下記のとおり
	業務 原稿料やシルバー人材センターからの報酬など副業に係る所得		「収入金額」－「必要経費」
	その他 他の所得に当てはまらない所得（個人年金等）		
総合譲渡所得	資産を譲渡した場合に生ずる所得（貴金属・ゴルフ会員権等） 「短期譲渡」…保有期間5年以内 「長期譲渡」…保有期間5年超 ※土地・建物・株式等の譲渡所得は、分離課税になります。		「収入金額」－「必要経費」－「特別控除(50万円限度)」 ※長期譲渡は、所得の金額の2分の1が税額計算の対象 ※特別控除の限度は、短期・長期譲渡の両方で50万円
一時所得	臨時・偶発的なもので対価性のないような所得 (生命保険の一時金・満期返戻金、賞金や懸賞当せん金等)		「収入金額」－「必要経費」－「特別控除(50万円限度)」 ※一時所得は、所得の金額の2分の1が税額計算の対象

給与所得速算表

給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額
650,999円以下	0円
651,000円～1,899,999円	「収入金額」－650,000円
1,800,000円～3,599,999円	(収入金額 ÷ 4) × 2.8 – 80,000円
3,600,000円～6,599,999円	(収入金額 ÷ 4) × 3.2 – 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	「収入金額」× 0.9 – 1,100,000円
8,500,000円～	「収入金額」－1,950,000円

※()内の計算は千円未満の端数切捨て

※所得金額調整控除

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が適用されます。

- 給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合
 - 特別障害者に該当する
 - 年齢23歳未満の扶養親族を有する
 - 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する
- 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

公的年金速算表

65歳以上(昭和36年1月1日以前に生まれた人)

公的年金等の収入金額の合計額	公的年金所得の金額
1,100,000円以下	0円
1,100,001円～3,299,999円	「収入金額」－1,100,000円
3,300,000円～4,099,999円	「収入金額」× 0.75 – 275,000円
4,100,000円～7,699,999円	「収入金額」× 0.85 – 685,000円
7,700,000円～9,999,999円	「収入金額」× 0.95 – 1,455,000円
10,000,000円以上	「収入金額」－1,955,000円

※公的年金以外の所得が1,000万円以下の場合

65歳未満(昭和36年1月2日以降に生まれた人)

公的年金等の収入金額の合計額	公的年金所得の金額
600,000円以下	0円
600,001円～1,299,999円	「収入金額」－600,000円
1,300,000円～4,099,999円	「収入金額」× 0.75 – 275,000円
4,100,000円～7,699,999円	「収入金額」× 0.85 – 685,000円
7,700,000円～9,999,999円	「収入金額」× 0.95 – 1,455,000円
10,000,000円以上	「収入金額」－1,955,000円

※公的年金以外の所得が1,000万円以下の場合

※この表の控除額は、市民税・県民税での控除額です。所得税での控除額ではありません。
所得控除(人的控除) ※年齢は、令和7年12月31日時点になります。

種類	内 容	控除額
寡婦控除	夫と離婚した後再婚されていない方で、合計所得金額が500万円以下であり、かつ、子以外の扶養親族を有する方 夫と死別した後再婚されていない方で、合計所得金額が500万円以下の方	26万円 26万円
ひとり親控除	令和7年12月31日現在婚姻しておらず、合計所得金額が500万円以下であり、かつ、総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいる方(この場合の子は、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限る)	30万円
勤労学生控除	勤労学生で、勤労の給与所得があり、合計所得金額が85万円以下で、勤労以外の所得が10万円以下	26万円
障害者控除	納税義務者・同一生計配偶者・扶養親族が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている、または一定の要介護認定を受けている場合 (ただし、その障害者が特別障害者(身体障害1～2級、精神障害1級、療育手帳A)の場合) 同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者であり、納税義務者と生計を一にしている親族と同居している場合	26万円/1人 (30万円/1人) 53万円/1人
配偶者控除	4ページ目のとおり	
配偶者特別控除		
扶養控除	控除対象扶養親族(扶養親族のうち16歳以上の者)がいる場合(扶養親族の合計所得金額は58万円以下に限る) (ただし、控除対象扶養親族が19歳以上23歳未満である場合) (控除対象扶養親族が70歳以上である場合) 老人扶養親族が納税義務者またはその配偶者の直系尊属であり、納税義務者またはその配偶者のいずれかと同居している場合	33万円/1人 (45万円/1人) (38万円/1人) 45万円/1人
特定親族特別控除	3ページ目のとおり	
基礎控除	本人の合計所得金額が2,400万円以下の場合 本人の合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下の場合 本人の合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下の場合 本人の合計所得金額が2,500万円超の場合	43万円 29万円 15万円 基礎控除なし

所得控除(物的控除)

種類	内容	計算方法
雜損控除	災害や盗難によって、損害を受けた場合 「差引損失額」＝「損害金額」－「保険金等で補てんされる金額」	次のいずれか多い金額 ・「差引損失額」－「総所得金額等10%」 ・「差引損失額のうち災害関連支出の金額」－「5万円」
医療費控除 <small>いすれか一方しか適用を受けられません。</small>	医療費を支払った場合 (従来の医療費控除)	次のいずれか多い金額(控除限度額200万円) ・「医療費」－「補てん金額」－「10万円」 ・「医療費」－「補てん金額」－「総所得金額等5%」
	特定一般用医薬品の購入費を支払った場合 (セルフメディケーション税制)	「医薬品購入費」－「補てん金額」－「1万2千円」 (控除限度額8万8千円)
社会保険料控除	健康保険、年金保険、雇用保険、介護保険等を支払った場合	年間に支払った保険料の合計額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金等を支払った場合	年間に支払った掛金の合計額
生命保険料控除	生命保険、個人年金保険、介護医療保険を支払った場合	※下記のとおり
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合	※下記のとおり

生命保険料控除の計算表 (新契約の保険料(平成24年1月1日以後の契約締結分)) (旧契約の保険料(平成23年12月31日以前の契約締結分)) ※この表の控除額は、市民税・県民税での控除額です。
所得税での控除額ではありません。

支払保険料区分		支払保険料の金額	控除額	
一般の生命保険料	新契約	12,000円以下	支払保険料の金額	円 ①
		12,001円～32,000円	支払保険料の金額×1/2+6,000円	
		32,001円～56,000円	支払保険料の金額×1/4+14,000円	
		56,001円以上	一律に28,000円	
	旧契約	15,000円以下	支払保険料の金額	円 ②
		15,001円～40,000円	支払保険料の金額×1/2+7,500円	
		40,001円～70,000円	支払保険料の金額×1/4+17,500円	
		70,001円以上	一律に35,000円	
介護医療保険料	新契約	12,000円以下	支払保険料の金額	円 B
		12,001円～32,000円	支払保険料の金額×1/2+6,000円	
		32,001円～56,000円	支払保険料の金額×1/4+14,000円	
		56,001円以上	一律に28,000円	
	旧契約	12,000円以下	支払保険料の金額	円 ④
		12,001円～32,000円	支払保険料の金額×1/2+6,000円	
		32,001円～56,000円	支払保険料の金額×1/4+14,000円	
		56,001円以上	一律に28,000円	
個人年金保険料	新契約	12,000円以下	支払保険料の金額	円 ⑤
		12,001円～32,000円	支払保険料の金額×1/2+6,000円	
		32,001円～56,000円	支払保険料の金額×1/4+14,000円	
		56,001円以上	一律に28,000円	
	旧契約	15,000円以下	支払保険料の金額	円 ⑥
		15,001円～40,000円	支払保険料の金額×1/2+7,500円	
		40,001円～70,000円	支払保険料の金額×1/4+17,500円	
		70,001円以上	一律に35,000円	

※この表の控除額は、市民税・県民税での控除額です。
地震保険料の計算表 所得税での控除額ではありません。

特定親族の合計所得金額

特定親族の合計所得金額 (給与所得のみの場合の収入金額)	控除額
58万円超95万円以下の場合 (123万円超160万円以下)	45万円
95万円超100万円以下の場合 (160万円超165万円以下)	41万円
100万円超105万円以下の場合 (165万円超170万円以下)	31万円
105万円超110万円以下の場合 (170万円超175万円以下)	21万円
110万円超115万円以下の場合 (175万円超180万円以下)	11万円
115万円超120万円以下の場合 (180万円超185万円以下)	6万円
120万円超123万円以下の場合 (185万円超188万円以下)	3万円
123万円超の場合 (188万円超)	控除なし

地震保険料		
支払った保険料の合計額	地震保険料控除額	①
50,000円以下	支払った保険料の1/2	円
50,001円以上	25,000円	
旧長期損害保険料		
支払った保険料の合計額	地震保険料控除額	②
5,000円以下	支払った保険料の全額	円
5,001円～15,000円	支払った保険料の合計額×1/2+2,500円	
15,001円以上	10,000円	
地震保険料控除額 (①+②) (最高25,000円)		

税額計算方法

$$\text{市民税額・県民税額} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

均等割額 合計所得金額が38万円超(ただし、扶養親族がいる場合は、「 $28\text{万円} \times \text{本人と扶養親族の人数} + 26\text{万8千円}$ 」超。障害者・未成年者・寡婦・ひとり親に該当する場合は135万円超)の方に課税されます。
市民税 3,000円 県民税 1,500円
(令和6年度から均等割と併せて森林環境税1,000円が徴収されます。)

所得割額 所得金額 - 各種所得控除額 = 課税標準額
課 税 × 市民税の税率 - 調整控除(人的控除額 - 税額控除 - 配当割・株式譲渡 = 市民税の標準額(6%)の差に基づく減税額)(配当・寄附金) 所得割額控除額 所得割額
課 税 × 県民税の税率 - 調整控除(人的控除額 - 税額控除 - 配当割・株式譲渡 = 県民税の標準額(4%)の差に基づく減税額)(配当・寄附金) 所得割額控除額 所得割額

国外居住親族に係る扶養控除等について

年齢が30歳以上70歳未満の非居住者である親族(国外居住親族)について、以下のいずれにも該当しない場合は扶養控除等の適用対象外となります。

- 留学により非居住者となった方
- 障害者
- 扶養控除等の適用を受けようとする者から前年における生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている方

該当する扶養親族がいる場合は「親族関係書類」、「留学ビザ等書類」又は「送金関係書類」の提出又は提示が必要となります。

配偶者控除・配偶者特別控除について(所得控除関係)

●配偶者控除

納税義務者の合計所得金額 (給与所得のみの場合の収入金額)	控除額(配偶者の合計所得金額58万円以下)	
	控除対象配偶者	老人控除配偶者
900万円以下 (1,120万円以下)	33万円	38万円
900万円超950万円以下 (1,120万円超1,170万円以下)	22万円	26万円
950万円超1,000万円以下 (1,170万円超1,220万円以下)	11万円	13万円
1,000万円超 (1,220万円超)	控除なし	

※この表の控除額は市民税・県民税での控除額です。
所得税での控除額ではありません。

●配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額 (給与所得のみの場合の収入金額)	個人住民税の控除額			
	納税義務者の合計所得金額 900万円以下 (1,120万円以下)	納税義務者の合計所得金額 900万円超950万円以下 (1,120万円超1,170万円以下)	納税義務者の合計所得金額 950万円超1,000万円以下 (1,170万円超1,220万円以下)	納税義務者の合計所得金額 1,000万円超 (1,220万円超)
58万円超100万円以下 (123万円超165万円以下)	33万円	22万円	11万円	控除なし
100万円超105万円以下 (165万円超170万円以下)	31万円	21万円	11万円	
105万円超110万円以下 (170万円超175万円以下)	26万円	18万円	9万円	
110万円超115万円以下 (175万円超180万円以下)	21万円	14万円	7万円	
115万円超120万円以下 (175万円超180万円以下)	16万円	11万円	6万円	
120万円超125万円以下 (180万円超185万円以下)	11万円	8万円	4万円	
125万円超130万円以下 (190万4千円以上197万2千円未満)	6万円	4万円	2万円	
130万円超133万円以下 (197万2千円以上201万6千円未満)	3万円	2万円	1万円	
133万円超 (201万6千円以上)	控除なし	控除なし	控除なし	

注意点

- 夫婦の間でお互いに配偶者(特別)控除の適用を受けることはできません。
- 配偶者の合計所得金額が58万円(給与収入のみで123万円)を超えた場合は扶養の人数には含まれません。よって、住民税の非課税判定の人数に含まれないほか、配偶者が障害者であっても、障害者扶養控除の対象になりません。
- 納税義務者の合計所得金額が1,000万円超で配偶者の合計所得金額が58万円以下の場合は、配偶者控除の適用はありませんが、扶養の人数に含まれます。またこの場合、配偶者が障害者であれば、障害者扶養控除の対象になります。

●申告書の記入の仕方

②1～②22 配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 同一生計配偶者	配偶者 氏名 個人番号	フリ ガナ 年月日	生年 月 大・昭・平 年 月 日	配偶者の合計所得金額 円
				<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)

配偶者が同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)である場合は、表面のこの欄に配偶者の氏名、生年月日、合計所得金額及び個人番号を記入するとともに、チェックを付けてください。

昨年中に収入がなかった方について(記載例)

16 備考 ※収入がなかった方は該当する項目を選択し、記入してください。

① 下記の者の扶養または援助を受けていた 住所 魚津市〇〇町 /-/ 氏名 魚津太郎 (続柄 父)	3. 病気静養中であった (入院 ・ 通院)
4. 失業中であった 失業期間 月～ 月 (失業給付金 円)	
2. 遺族年金・障害年金などを受給していた (年金等の名称)	5. 学生であった (学校名)
	6. 預貯金で生活していた
その他(上記以外の方は、昨年の生活状況等を記入してください)	該当する項目に○を付け、必要事項を記入してください。